

令和2年度甲種防火管理新規講習案内

中部上北広域事業組合消防本部
中部上北広域事業組合防火管理講習実行委員会

この講習は、消防法施行令第3条の規定に基づく甲種防火対象物（乙種防火対象物を含む。）の防火管理者の資格を取得するためのものです。

1 日 時 令和2年10月7日(水)・8日(木)の2日間
7日 午前9時45分から午後4時20分
8日 午前9時50分から午後4時30分
(2日間とも午前9時20分から9時40分まで受付)

2 場 所 七戸中央公民館 大ホール ☎ 0176-68-2920
上北郡七戸町字森ノ上210番地

3 受講料 4,500円 (テキスト代等)
※お釣りのないようお願いします。

4 受講定員 ~~80~~名 → 50名

5 受講申込

(1) 申込方法 「甲種防火管理新規講習受講申込書」に必要事項を記載のうえ、受講料を添えて申込み下さい。

※「甲種防火管理新規講習受講申込書」は、消防本部、各消防署に配布しております。消防本部ホームページ内の各種届出様式からもダウンロード出来ます。

ホームページ <http://www.chubukamikita-fd.jp/>

(2) 申込先

	受付時間	受付機関
平日	午前9時～午後5時	中部上北広域事業組合消防本部
	午前9時～午後7時	中央消防署、上北消防署
土日	午前9時～午後7時	東北消防署

- (3) 受付期間 令和2年9月1日(火)から9月7日(月)
※受付期間内でも定員に達し次第締め切ります。

6 講習科目の一部免除

(1) 対象科目と対象者

次の方は、講習科目の「防火管理の意義及び制度」が免除されます。

ア 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方

イ 自衛消防業務講習の課程を修了している方

(2) 講習科目の一部免除の方法

「甲種防火管理新規講習受講申込書」の講習科目免除欄の必要事項に印を記載し、該当となる講習修了証または点検資格者免状の写しを添付して受講の申し込みをして下さい。

- (3) 講習科目の一部免除となる方の受付時間は講習1日目の12時30分から12時45分までとなります。

7 注意事項

- (1) 申込み後は、受講料の払い戻しはいたしません。
- (2) 遅刻や早退の場合、修了証の交付はできません。
- (3) テキストは、講習当日に配布します。
- (4) スリッパ等の内履きを持参して下さい。
- (5) 昼食は各自で準備するか、近隣の食堂をご利用して下さい。
- (6) 七戸中央公民館は敷地内禁煙となっています。

※ 新型コロナウイルスの感染状況により、延期又は中止になる場合もありますので、当消防本部ホームページをご確認して下さい。

お問い合わせ先
消防本部予防課
電話番号 0176-62-3142